

無申告加算税の不適用期間の延長

平成26年12月12日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

無申告加算税の不適用期間の延長

1. 現行制度の概要

無申告加算税は、災害等のやむを得ない事情に起因する場合を除き、納税申告書が提出期限後に提出された場合に課すこととされている。無申告加算税の不適用制度は、期限内に税額に相当する全額を納付しているなど、当該申告書とその提出期限内に提出する意思があったと認められる者が、単純な事務的ミスにより申告書の提出が遅延した場合に、その納税者に対しては無申告加算税の適用から救済することを目的として、平成18年度改正において内国税（国税通則法）で導入された際に、関税においても同様の制度を導入することが適当であるとして、関税法上で設けられたものである。

- (1) 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、その貨物の引取りに係る輸入申告の際に、輸入申告書に必要事項を記載して、その貨物に係る関税の納税申告をしなければならないこととされている（関税法第7条第1項及び第2項）。
- (2) 他方、貨物を輸入しようとする者であって、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（特例輸入者）又は当該貨物の輸入に係る通関手続を認定通関業者に委託した者（特例委託輸入者）は、申告納税方式が適用される貨物について、必要な事項を記載した特例申告書を、その貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日（提出期限）までに税関長に提出することによって、関税の納税申告を行うことができることとされている（関税法第7条の2第1項及び第2項並びに第12条第8項第1号）。
- (3) この特例申告書を提出期限までに提出すべきであった者は、その期限後においても、税関長による税額等の決定があるまでは特例申告書（期限後特例申告書）を税関長に提出することができることとされているが（関税法第7条の4第1項）、期限後特例申告書の提出がされた場合には、その提出期限までに申告がなかったことについて正当な理由があると認められる場合を除き、納税義務者に対し、その申告に基づき納付すべき税額に無申告加算税を課することとされている（関税法第12条の3第1項）。
- (4) このように期限後特例申告書の提出がされた場合には、原則として、無申告加算税が課されることとなる。しかしながら、期限後特例申告書の提出があった場合（その提出がその申告に係る関税についての税関長の調査があったことにより決定があるべきことを予知してされたものでないときに限る。）において、次のいずれにも該当するときは、無申告加算税を課さないこととされている（以下この制度を「無申告加算税の不適用制度」と

いう。) (関税法第 12 条の 3 第 5 項及び関税法施行令第 9 条の 3)。

- ① 過去 1 年間、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ不適用制度の適用を受けていないとき
- ② 当該期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が特例申告書の提出期限 (法定納期限) までに納付されていた場合
- ③ 当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から 2 週間を経過する日までに行われたものであるとき

2. 背景及び改正の必要性

- (1) 内国税については、無申告加算税の不適用制度の適用状況などを踏まえ、当該制度の適用対象となる期限後申告書の提出の期間について、提出期限 (法定納期限) から「2 週間を経過する日まで」とされているものを「1 月を経過する日まで」に見直すことが検討されている。
- (2) 関税に係る無申告加算税の不適用制度は、内国税の制度と同様に、単純な事務的ミスにより特例申告書の提出が遅延した納税者を救済するための措置として導入しているものであり、その不適用制度の適用対象となる期限後特例申告書の提出の期間について提出期限 (法定納期限) から「1 月を経過する日まで」に延長することは、その提出期限内に申告をする意思のあった納税者の救済につながるものと考えられる。
- (3) また、無申告加算税の不適用制度は、輸入貨物に係る関税及び内国消費税のいずれにも適用されるものであり、一の申告により一の輸入貨物に対して課される関税と内国消費税との間でその適用に差異が生じることは制度を複雑にし、納税者にとって望ましくないものと考えられる。
- (4) これらのことから、関税の無申告加算税の不適用制度について、内国税の見直しの状況を踏まえ、その適用対象となる期限後特例申告書の提出の期間について、提出期限から「2 週間を経過する日まで」とされているものを「1 月を経過する日まで」に延長することが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

以上の考え方を踏まえ、内国税の見直しが行われる場合には、関税の無申告加算税の不適用制度の適用対象となる期限後特例申告書の提出の期間について、提出期限から「2 週間を経過する日まで」とされているものを「1 月を経過する日まで」に延長することが適当ではないか。